様式第3号(第13条関係)

協定書

　身延町長(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、乙が身延町　　　　　　　　　　　　地内で行う開発行為の施工に関して、次のとおり協定する。

　(信義、誠実の義務)

第1条　甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定書に規定する事項を履行しなければならない。

　(事業計画)

第2条　乙は、開発行為についてあらかじめ甲及び開発区域周辺の住民等に対し、事業計画の内容及び工事施工の方法を明示し、十分協議するものとする。なお、事業計画の変更又は計画を増設しようとするときも同様とする。

　(道路計画)

第3条　乙は、開発行為によって設置される道路については、甲の地域開発計画に基づいて甲の指導により乙の負担において施工し、甲に移管するものとする。

2　乙は、前項の移管手続が終了するまでは、当該道路について善良なる管理者の注意義務をもって維持管理しなければならない。

　(給水計画)

第4条　乙は、給水計画について甲と協議し、具体的な指示を受けなければならない。

　(用水計画)

第5条　乙が開発行為のために使用する取水によって、関係地域の地下水利用に支障が生じたときは、甲は直ちに当該取水を制限し、乙はその対策について甲と協議するものとする。

　(排水計画)

第6条　乙は、開発行為の施工に関し、雨水、汚水、下水等の流末処理については甲及び開発区域周辺の住民等、並びに当該水利関係者と協議し、承諾を得た後工事を施工するものとする。

2　排水路及び調整池の維持管理については、開発者の責任において、開発者と開発区域内に居住する者が行うこと。

　(防災計画)

第7条　乙は、開発行為の施工に関する防災施設については、甲及び山梨県の指示監督に従って設計施工し、防災について万全を期さなければならない。

2　前項の防災施設は、他の施設の工事に優先して施工しなければならない。

3　防災施設の維持管理については、甲の指示に従って乙の責任において行うものとする。

　(消防水利計画)

第8条　開発に伴い設置される消防水利については、甲及び身延町消防団本部と協議し、その指示に従うものとする。

2　防災施設の維持管理については、開発者の責任において、開発者と開発区域内に居住するものが行うものとする。

　(公害防止)

第9条　乙は、　　　　　　　　　　　　の操業により発生する騒音、振動、粉じん、ばい煙、ガス臭気、排水、雑草の繁茂等について関係地域住民に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

2　乙は、　　　　　　　　　　　　の操業により公害が発生した場合は直ちに　　　　　　　　　　　　の操業を中止し、甲及び山梨県と公害防止及び救済について速やかに協議し、適切な処置を講じなければならない。

　(環境保全)

第10条　乙は、開発行為の実施に当たり、自然保護のための法令及び県条例並びに甲の指導等を遵守し、環境保全に十分配慮すること。

2　乙は、開発区域内施設におけるし尿の処理については、し尿処理施設を設け、環境保全に万全を期して自己処理するものとする。

3　乙は、開発区域内にごみ収集場を設置し、環境衛生に万全の措置を講じなければならない。

　(文化財の保護)

第11条　乙は、開発行為の実施に当たり開発区域内に埋蔵文化財が発見された場合は直ちに甲に連絡し、その指示に従うこと。

　(工事施工に伴う危険負担)

第12条　乙は、開発行為の施工に関する工事及び施設に起因して災害が発生した場合は、速やかに甲と協議し乙の責任において災害の復旧を行い、災害によって発生した被害について補償しなければならない。

　(工事施工に伴う交通安全)

第13条　乙は、開発行為の施工に伴う工事車両の運行については交通安全に十分留意し、あらかじめ甲及び所轄の警察署長に協議しなければならない。

　(権利義務の継承)

第14条　乙は、開発行為を第三者に譲渡又は移転するときには、本協定に定めた事項の全てを事業譲受人に継承させる措置をとるものとし、事業譲渡の際は乙が負担すべき義務について乙及び譲受人が連帯してその責任を負うものとする。

　(定めのない事項の処理)

第15条　本協定に定めのない条項又はこの協定の変更が必要なときは、法令の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

　この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙各1通を所持する。

　　　　　　年　　月　　日

(甲)　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石350番地

氏名　身延町長

(乙)　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印